

各務原市緑化計画協議の手引き

各務原市役所 河川公園課

目 次

第1章 概要

- (1) 協議対象について
- (2) 適用除外について
- (3) 緑化基準について

第2章 協議手続き

- (1) 協議書類の提出
- (2) 緑化計画回答書の発行
- (3) 施工後の書類提出
- (参考) 協議のタイムスケジュール

第3章 よくあるご質問

第1章 概要

各務原市では、緑の基本計画に基づき、緑豊かな美しいまちづくりを推進しています。

公有地だけでなく民有地の緑を増やすため、「各務原市緑の条例」により、市内に建築物を建設する際、敷地の緑化について事前に市と協議を行うことを定めています。

(1) 協議が必要となる場合

更地に新たに建築物を建設する行為で、敷地面積が下記の規模以上である場合は、緑化計画協議を行う必要があります。

戸建て住宅	敷地面積300㎡以上
戸建住宅以外	敷地面積500㎡以上

(2) 適用除外について

(1)協議が必要となる行為でも、次に該当するときは、協議が不要となります。

➤ 都市計画法第29条に規定する開発行為

開発区域の面積が1,000平方メートル以上の事業等

緑化基準 ⇒ 各務原市開発事業指導要綱-設計指導基準-「第九 緑地等」を参照してください。

➤ 計画戸数が16戸以上の共同住宅を建設する行為

緑化基準 ⇒ 各務原市開発事業指導要綱-設計指導基準-「第九 緑地等」を参照してください。

➤ 製造業の工場又は事業場の新增設に係る事業で、次の区域の範囲で行われるもの

① 各務原市総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例

緑化基準 ⇒ 「条例第3条」を参照してください。

② 各務原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

緑化基準 ⇒ 「条例第3条」を参照してください。

➤ 長期優良住宅の認定を受ける方

緑化基準 ⇒ 居住環境基準及び災害配慮基準(各務原市)「第1緑地」(※)を参照してください。

(※) 各務原市では長期優良住宅の認定申請が緑化計画協議を兼ねているため、重ねて協議を行う必要はありません。

(3) 緑化基準について

緑化基準の指標

市の定める緑化基準には2つの指標があり、その両方が一定の値以上である必要があります。

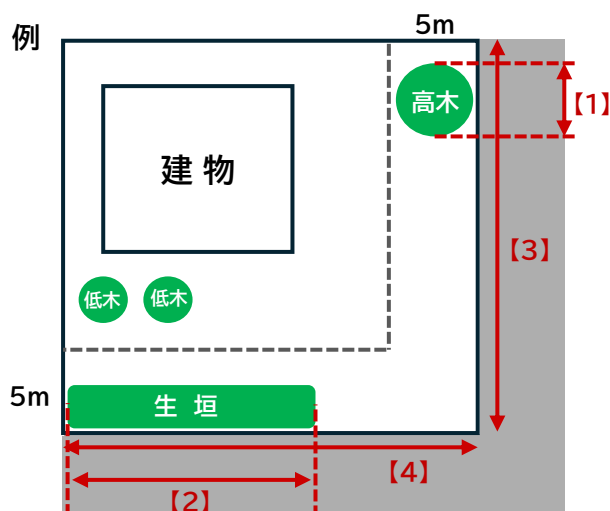
指標1 接道緑化率

接道(敷地と道路が接する部分)の緑化の割合

計算方法： 道路から目視できる植栽の延長 ÷ 道路と敷地の境界線の延長

「道路から目視できる植栽」とは少なくとも次の2つを満たす植栽です。

- ・ 道路境界から原則奥行5m以内の範囲に植栽されていること
- ・ 道路と植栽の間に遮蔽物がないこと



$$\text{接道緑化率} = \frac{[1] + [2]}{[3] + [4]}$$

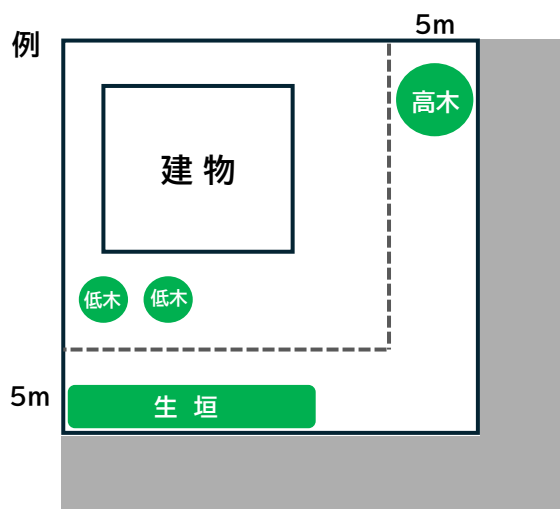
接道緑化率は植栽のうち、道路と平行な面の延長から算出します。

指標2 緑化面積率

敷地面積に占める緑化の割合

計算方法： 植栽の投影面積 ÷ 敷地面積

「投影面積」とは植栽を真上から平衡な光で照らした際にできる影の面積です。



$$\text{緑化面積率} = \frac{\text{高木・低木・生垣の投影面積の合計}}{\text{敷地面積}}$$

緑化基準

次の表に従い、前ページに記載の2つの指標を一定の値以上にすることで緑化基準を満たすことができます。

区 分	接道緑化率	緑化面積率
敷地面積が1,000㎡未満の場合(※)	① 40%以上	10%以上
	② 50%以上	5%以上
敷地面積が1,000㎡以上の場合	50%以上	10%以上

(※)敷地面積が1,000未満の場合は、①または②の緑化基準を満たしてください。

第2章 協議手続き

(1) 協議書類の提出

次の書類について建築確認申請を行う14日前までに河川公園課窓口までご提出ください。
提出前の事前相談も可能です。

提出書類

- ・ 緑化計画協議書(様式第1号)
- ・ 植栽樹木一覧表(様式第2号)
- ・ 位置図 ⇒ 住宅地図など住宅の位置がわかるもの
- ・ 平面図 ⇒ 植栽部分を着色したもの

各務原市ウェブサイトよりダウンロードできます。

(2) 緑化計画回答書の発行

申請書を受理してから約10日程度で「緑化計画回答書(様式第3号)」を発行します。

(3) 施工後の書類提出

工事が完了しましたら速やかに次の書類をご提出ください。

提出書類

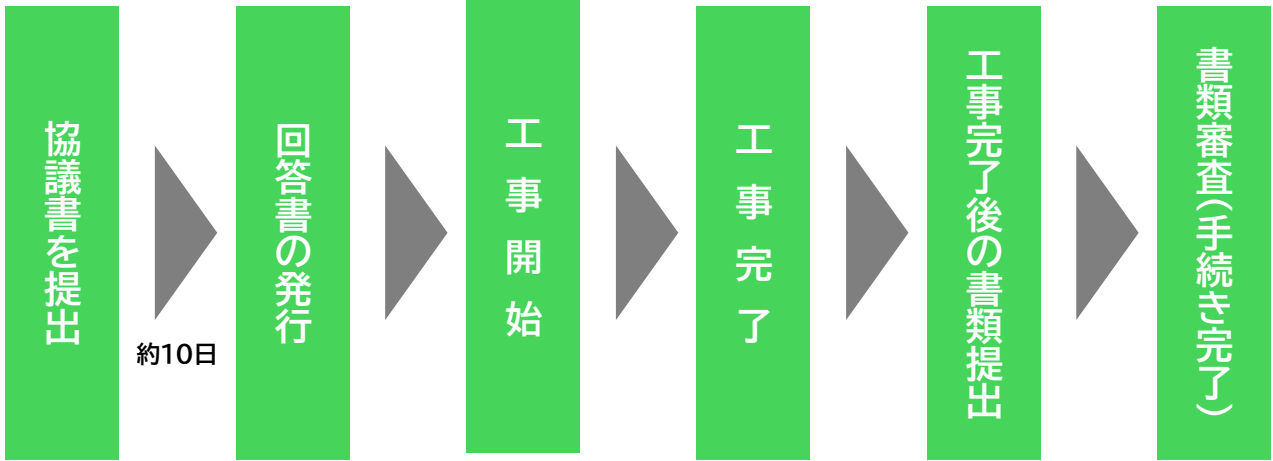
- ・ 緑化完了報告書(様式第4号)
- ・ 工事完了後の現場写真 ⇒ 緑化部分をすべて撮影してください。

各務原市ウェブサイトよりダウンロードできます。

提出の際に協議内容と相違がないことを確認し、手続きが完了します。

※ 原則、現場立会はありません。

(参考) 協議のタイムスケジュール



第3章

よくあるご質問

質問1



敷地面積300㎡の住宅について、敷地が幅員4m未満の道路に接しており、道路中心線から2m地点までセットバックした結果、敷地面積が300㎡未満となりました。この場合は協議が必要となりますか？

【回答】

セットバックした部分は道路としてみなしますので、セットバックした部分を除いた面積で判断します。セットバックした結果、敷地面積が300㎡未満になる場合は、協議の対象外です。

質問2



接する道路が狭隘道路なのですが、セットバックした部分に植栽した場合は緑化面積率としてカウントできますか？

【回答】

敷地の所有者の土地であったとしても、セットバックは敷地に接する道路を、救急車などの緊急車両が走行できるよう道幅を確保するために行っているものです。

セットバックした部分は道路とみなしますので、緑化面積率としてカウントできません。なお、車両通行の支障となるため、セットバックした部分への植栽はご遠慮ください。

質問3



2筆以上の土地で集合住宅を建築する場合、1筆ごとの面積が500㎡未満の場合でも、合計面積が500㎡以上であれば協議の必要がありますか？

【回答】

2筆以上の土地を含む敷地については、同一目的または主目的たる建築物の機能を高めるために土地を一体利用する場合は、合計面積が500㎡以上となれば協議の対象となります。（戸建住宅の場合は、合計面積が300㎡以上のとき）

質問4



樹木の緑化面積はどのように計算しますか？

【回答】

樹木の投影面積(真上から光を当てた時影になる部分の面積)を計算します。

質問5

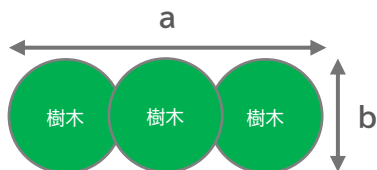


複数の樹木や地被植物が重なって植栽される場合、緑化面積はどのように計算しますか？

【回答】

外側の樹木の樹幹を直線で結んだ面積を緑化面積とします。(①)また、樹木と地被植物等が重なる部分は、重複して緑化面積に計上できません(②)。

① $a \times b = \text{緑化面積}$



② $(a \times b) - 1.76 = \text{緑化面積}$



質問6



緑化ブロックは緑化面積に含まれますか？

【回答】

含まれます。ただし、緑化ブロック全体の面積に緑化ブロックごとに定められる緑化率を乗じた面積が緑化面積となります。

質問7



畑や花壇については緑化面積に含まれますか？
また、プランターの植栽は緑化面積に含まれますか？

【回答】

畑や花壇は、継続的な緑化が見込まれないため、含まれません。
プランターへの植栽は原則、緑化面積に含まれません。ただし、地面への植栽が困難と認められる場合には、緑化面積に含めることができます。

質問8



壁面及び屋上を緑化する場合、緑化面積はどのように計算しますか？

【回答】

壁面への緑化は投影面積を持たないと判断し、緑化面積はないものとみなします。
屋上で土やマットを敷いて行う緑化は緑化面積に含みます。

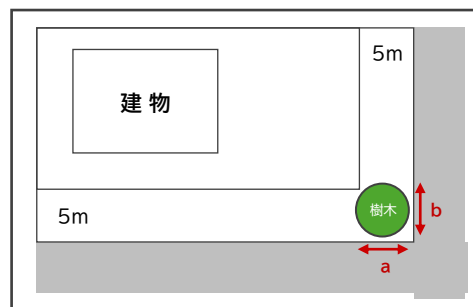
質問9



次のような植栽はどの部分を接道部緑化延長として計算しますか？

【回答】

植栽のうち、道路に平行な部分を接道部
緑化延長として算入します。
右図においては(a)と(b)を算入します。



質問10



道路境界線から5m以内の範囲をすべて駐車場として利用するため、接道部緑化延長の確保ができません。

【回答】

駐車場であってもコンクリートの隙間に地被植物を植栽することは可能ですので、緑化ブロックの駐車場を検討ください。
どうしても植栽が難しい場合は、駐車場の真後ろかつ低木以上の植栽であれば、例外的に接道部緑化延長として計算できます。